

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
  2. 優先的検討プロセスの全体像
  3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
  4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
    - (1) 優先的検討の開始時期
    - (2) 対象事業
    - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
    - (4) 簡易な検討
    - (5) 詳細な検討
    - (6) 評価結果の公表
  5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
  6. 国によるフォローアップ、支援措置
  7. 参考資料

## (1) 優先的検討の開始時期

### 優先的検討の開始時期



公共施設等の整備・運営の方針を検討する時期



#### 具体的なタイミング例

- ① 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- ② 公共施設等の運営等の見直しを行うとき
- ③ 公営企業の経営の効率化に関する取組を検討するとき
- ④ 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき
- ⑤ 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき
- ⑥ 公共施設等総合管理計画、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「行動計画」（インフラ長寿命化計画）の策定又は改定を行うとき
- ⑦ 「インフラ長寿命化基本計画」Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- ⑧ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- ⑨ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）Ⅱ 2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき

※なお、例えば、既に公共施設整備事業に着手している場合など、公共施設等の整備等を行う手法が決定している場合（従来手法により実施する方針が決定している場合を含みます。）は、再度、当該事業について優先的検討を実施していただく必要はありません。